

「一部事務組合」の課題への対応について

- 一部事務組合については、「機動的な意思決定ができない」、「住民から見えにくい存在である」等の課題が指摘されているところである。
- 「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」(平成20年7月1日現在)によると、以下のような状況が見られる。

①2団体で構成される一部事務組合  592組合 (別紙1参照)

②同一の構成団体で一部事務組合を複数構成している  467組合 (別紙2参照)

市町村合併により、このような一部事務組合が増加したことも考えられるが、

- 構成団体の少ない組合については、処理する事務によっては、法人格のないより簡便な方法である「事務の委託」や「機関等の共同設置」への移行など、より効率的な処理方式を検討していくことも考えられるのではないか。
- 上記②のような組合についても、整理を検討する必要があるのではないか。

「事務の委託」の課題への対応について

- 「事務の委託」に関しては、「簡便な仕組みである」、「責任の所在が明確である」等の特徴から、広く活用されているところである。
- 「事務の委託については、事務権限が委託団体から受託団体へ移動する仕組みとなっているため、事務を委託しようとする団体が制度の活用を躊躇する」といった指摘がある。



- 規約において、連絡調整を行う場を設ける旨を定めているケースも多く存在する。定期的に連絡調整を行うことを規約に定めることにより、委託側にとって事務処理状況の把握や意見提出が容易になされることが期待できるのではないか。

《規約において、委託側と受託側の連絡調整を行う場を設けている事例》

例① ●×休日救急医療センター事務の委託に関する規約（抄）

（連絡調整）

第●条 A市長は（受託側）は、委託事務の管理及び執行（予算、決算含む。）について、連絡調整を図るため、B町長（委託側）と年2回以上連絡会議を開くものとする。ただし、B町長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

例② C市D村消防に関する事務の事務委託に関する規約（抄）

（連絡調整）

第●条 C市長は（受託側）は、委託事務の管理執行について連絡調整を図るため、D村長（委託側）と年4回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要のある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

「一部事務組合」から「事務の委託」への移行の例

■ 佐賀県玄海町から唐津市への事務委託のケース

玄海町が加わっていた一部事務組合(平成16年7月1日時点)

名称	構成団体	事務
上場地域農業開発事業組合	唐津市、北波多村、肥前町、 玄海町 、鎮西町、呼子町	農業用水
唐津・東松浦広域市町村圏組合	唐津市、浜玉村、七山村、 玄海町 、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町、呼子町、 玄海町	ふるさと市町村圏、会館・共有財産等の維持管理、計算事務、消防、救急、し尿処理、ごみ処理、介護保険
肥前町・玄海町共同斎場組合	肥前町、 玄海町	火葬場

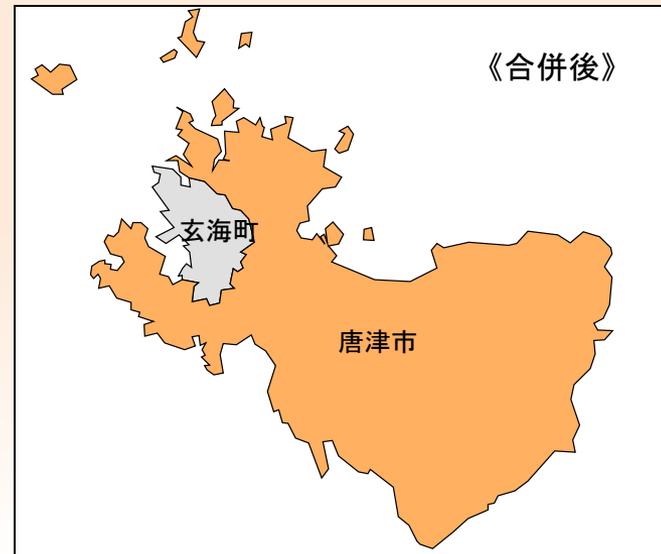
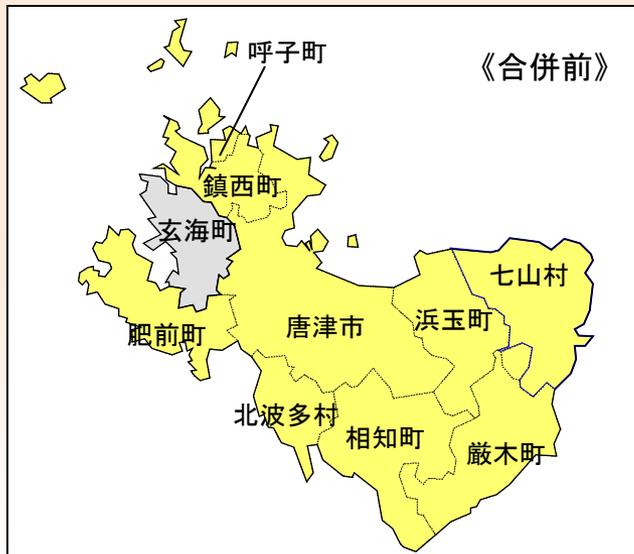


平成17年1月1日に、一部事務組合を解消し、玄海町から唐津市への「事務の委託」へ移行

※左表の8事務を委託。ただし、ふるさと市町村圏及び会館・共有財産等の維持管理事務を除く。

【参考】唐津市合併の状況

- ◎平成17年1月1日 唐津市【新設合併】(唐津市・浜玉町・厳木町・相知町・北波多村・肥前町・鎮西町・呼子町)
- ◎平成18年1月1日 唐津市【編入合併】(唐津市・七山村)



「一部事務組合」の整理統合の例

■ 複数の一部事務組合を整理統合したケース

構成団体		統合前	→	構成団体	統合後	事務
福岡県	宗像市、福津市	宗像自治振興組合		宗像市、福津市	宗像地区事務組合	関係市の振興に関する調査研究、資料収集及び情報提供 水道用水供給事業、 し尿処理場の管理運営及び清掃事業の相互連絡調整、 消防に関する事務、急患センターに関する事務
		宗像清掃施設組合				
		宗像地区消防組合				

構成団体		統合前	→	構成団体	統合後	事務
岩手県	一関市、平泉町	一関地方衛生組合		一関市、平泉町、 藤沢町	一関地区広域行政 組合	介護保険、ごみ処理 し尿処理、火葬場
	一関市、藤沢町	東磐環境組合				
		東磐広域行政組合				